

## 新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

～ こんなときはどうすればいいの？ ～

大学院医歯学総合研究科（医）

医歯学系（医）

令和4年5月30日（令和6年4月22日最終改訂）

新型コロナウイルス感染症に関する行動制限については、教職員は全学からの通知に従ってください。ただし、病院で勤務する教職員については病院のルールが優先されますので、病院のマニュアルや感染管理部の指示に従ってください。

このQ & Aでは、「自分自身が感染者になった」「濃厚接触者になった」時などに、どうすればよいかを整理しました。参考にしてください。

## 教職員の皆さん

### Q1 濃厚接触者の定義はどうなっているか。

- ・陽性者と「感染の可能性のある期間（※1）」に接觸し、「以下の範囲（※2）」に該当する場合です。
- ※1 感染の可能性のある期間
  - 1) 有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
  - 2) 無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで
- ※2 濃厚接觸者の範囲  
次のいずれかに該当する場合
  - 患者と同居または長時間の接觸があった。
  - 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接觸があった。
  - 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした。
  - 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い。
- ・濃厚接觸者となった場合は、Q2のとおり対応願います。

### Q2 自身が濃厚接觸者となった。

- ・濃厚接觸者となつても症状がなければ出勤可能です。
- ・症状がある場合は抗原検査を実施し、陰性であれば出勤可能です。ご希望があれば抗原検査キットを郵送しますので総務課庶務係（025-227-2003）にご連絡をお願いします。
- ・無症状の場合であっても、業務上可能であれば、感染拡大防止のため、5日間程度の自宅待機を推奨します。ただし、特別休暇は廃止されましたので、自宅待機される場合は年次有給休暇もしくは病気休暇を申請いただきます。
- ・ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省HPで確認願います。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html))

### Q1③ 自身に風邪様症状がでた。出勤可能か。

- ・業務上可能であれば在宅勤務や休暇取得をご検討ください。出勤される場合は症状が治まるまでマスクの着用等、感染対策をお願いします。陽性者との濃厚接觸がなければ、出勤可能です。濃厚接觸があつた場合は、Q2の「症状がある場合」を参照してください。ご希望があ

~~れば、検査キットをお渡ししますので総務課庶務係（025-227-2003）までお申し出ください。~~

**Q 2 4 同居する家族に風邪様症状がでた。出勤可能か。**

- 出勤可能です。

**Q 3 5 自身が陽性となった。**

- 発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として5日間かつ、解熱後24時間を経過まで、自宅待機となります。特別休暇は廃止されましたので、年次有給休暇若しくは病気休暇を申請してください。総務課庶務係（025-227-2003）にご連絡願います。

**Q 4 6 子供が陽性、濃厚接触、または学級閉鎖などで通学できない。世話のために休むことができるか。**

- 特別休暇が廃止されたので、年次有給休暇若しくは病気休暇を申請してください。

**Q 5 7 マスクの着用について**

- 医学科建屋内でのマスク着用は個人の判断に委ねます。
- 医歯学総合病院内に立ち入る際は引き続き着用をお願いします。
- 政府のマスク着用の考え方方が変更となったことを受け、学内でのマスク着用について令和5年3月13日付で学長から通知のあったところです。
- 同通知では、マスクの着用が必要と思われる場合の例として、「医療機関を受診する時」、「重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時」が示されています。同通知の趣旨を踏まえると、医学系教職員は病院に立ち入る教職員・学生と接触する機会が多いことから、当面の間、個室を除く室内ではマスク着用のご協力をお願いします。

**Q 6 8 海外渡航について**

- 公務による海外渡航（出張）について
  - 1) 渡航先の入国・行動制限並びに本邦入国の水際制限等に即して行動してください。
  - 2) 新型コロナウイルス感染症に関わらず基本的な感染対策に配慮し行動してください。
  - 3) 海外渡航調書に加えて「海外渡航前確認書（教職員用）」を旅行命令伺と

もに医歯学系総務課庶務係に提出してください。

・私事渡航について

1) 上記の公務による海外渡航（出張）の基準に準じて渡航願います。

2) 「海外渡航前確認書（教職員用）」の提出は求めませんが、必要に応じて活用してください。感染に備えて海外旅行保険に加入の検討や業務の調整等の事前準備をお願いします。

3) 従前どおり、私事渡航届の提出をお願いします。

帰国後の自宅待機は必ずしも必要ありませんが、体調不良の場合は自宅待機をして、受診してください。

Q 7  医学科建屋への外部業者等の立ち入りについて

・以下の条件に限り、外部業者等の立ち入りが可能です。

- 1) 外部業者等に、発熱、風邪様症状、味覚・嗅覚障害などがない。
- 2) 教職員とアポイントメントがある（出待ちは禁止）。
- 3) 基本的な感染対策を実施の上、面会する。